

東京一極集中に係る全総等における記述

資料3 参考資料2

年次	計画・制度等	東京一極集中に関する記述		施策等に関する記述	
		集中抑制の対象/範囲	問題認識等	記述・概要	記載場所
S31.4	首都圏整備法	既成市街地	<ul style="list-style-type: none"> 東京都及びこれと接続する主要な都市を含む区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で…(「既成市街地」の定義) 	<ul style="list-style-type: none"> この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、我が国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。(第1条目的) 国土交通大臣は、既成市街地の近郊で、無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏整備法 第1条(目的) 第2条(定義) 第24条(近郊整備地帯の指定)
S33.7	第1次首都圏基本計画	既成市街地	<ul style="list-style-type: none"> 東京都区部、三鷹市及び武蔵野市においてはその必要な区域について人口増加の原因となる大規模な工場・大学等の新設又は増設を制限する…。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口密度及び土地利用形態を適正ならしめるため、都心機能の分散、建築物の高層化、宅地の高度利用、オープンスペースの確保を図り、交通施設をはじめ公共施設を整備するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 2. 首都圏の地域形態及びその整備方針 (1)既成市街地
S34	工業等制限法	既成市街地		<ul style="list-style-type: none"> 工業等制限区域について、工場及び大学等の新設及び増設を制限し、もつて既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図ることを目的とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 工業等制限法 第1条(目的)
S37.10	第1次全国総合開発計画	過密地域(京浜地区及び阪神地区) 過大都市	<ul style="list-style-type: none"> わが国経済は、東京及び大阪を中心とする資本、労働、技術等諸資源の集中集積を通じて発展してきた。 過大都市については、…産業および人口の集中を極力防止するために必要な制限を行い、公共施設の整備と市街地の再開発によりその体質を積極的に改善し、都市機能の高度の発現につとめること。 京浜、阪神の過大都市の整備は、たんに公共施設の量的拡大を行っても、さらに機能の集中を招いて過度密集の弊害を増大する結果となり、都市過大化に対する根本的解決は困難である。したがって、産業及び人口の過度の集中を防止し、極力分散をはかるとともに過大都市の体質改善を図るための事業を実施する必要がある…。 	<ul style="list-style-type: none"> 過密地帯とは、既に外部経済の集積の拡大に比して、産業や人口が過度に密集し、これにともなって交通まひ、…産業郊外等密集の弊害が発生しているか、あるいは発生が予想される地区及びその周辺部であり、これらの地区の再開発を図るために産業等に対する規制あるいは調整を行う地域とする。これを京浜地区、阪神地区並びにこれらの周辺部とし、北九州工業地帯はこれらに準ずるものとする。 京浜地区及び阪神地区においては、産業及び人口の過度集中を防止し、過密状態を緩和するための直接的な措置を早急かつ協力に実施するものとする。 …第一は、各種機能の大規模な集積と急激な発展に対し都市公共施設のいちじるしい不均衡が生じている京浜、阪神の過大都市(今後不均衡の生じるおそれのある名古屋はこれに準じる。)の諸問題を解決するため、これらの再開発を通じて都市機能の有効な発現を図るとともに、過大都市から相当な距離を置いてそれら機能の一部を分担する諸都市を配置する…。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1章 総説 第5節 地域開発政策の基本方向 2 政策対象の差異による地域区分 3 地域別施策の重点 (1)過密地域 (イ) 第3章 都市発展の方向 1 都市配置の方向 2 都市整備の基本方針 (2)過大都市
S43.10	第2次首都圏基本計画	首都及びその周辺	<ul style="list-style-type: none"> 昭和33年に第1次首都圏基本計画が作成されてから今日まで、首都圏経済社会は、急速な発展を見たが、その過程において労働、資本、技術等の諸資源は首都圏に激しく集中し、そこに政治、経済、文化等の諸機能の巨大な集積が形成された。とくに、首都及びその周辺への諸機能の集積は、予想をはるかに上回る速度で進み、このため、この地域における都市生活の多くの分野に激しい過密の弊害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏における諸機能の集積は、すでに世界に類のない高い密度に達している…過密の弊害の解消を図るとともに効率の高い広域社会の建設を進めるためには、首都圏内各地域が、…機能を分担し、相互に効率的に補充し合いながら、一端となった巨大な地域複合体として構成されるように、首都圏全域の整備を推進する必要がある。 …激しい過密の弊害が生じている首都及びその周辺地域の改造と諸機能の広域展開とを、…進めなければならない…。…また首都及びその周辺への諸機能及び人口の集中をできる限り抑制する措置をはじめとして、公益優先の原則にたった土地対策及び応益負担の原則に立った財政、税制等の措置等について検討を進める…。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1章 序章 第1節 計画の意義 第2節 首都圏整備の基本的方向
S44.5	新全国総合開発計画(第2全総)	首都圏	<ul style="list-style-type: none"> 都市化の全面的な進展に伴って、全国土にわたり都市人口が増加し、巨大な資産が高密度に集積され、とくに東京、大阪等の大都市とその外周部においては、中枢管理機能を中心とする諸機能が集積することとなり、その防災性はますます重要な課題となる。 人口及び産業が著しく集中した大都市における郊外、住宅難、交通難、用水難等の環境の劣悪化を防止し、大都市に立地することが不適当な工業等の機能を分散し、中枢管理機能を強化するなど大都市の諸機能を再編成するとともに、大都市の防災性を確保する必要がある。 …近年、首都圏中心部には、労働、資本等の諸資源が著しく集中し、住民生活や産業活動の多くの分野でいゆる過密の弊害が顕著となっている。…このような…現状を踏まえ、首都圏の効率的、一体的発展を促進するため、長期的視点に立って、圏域内外の諸機能の合理的な分担関係を確立し、首都圏が持つ巨大な中枢管理機能を十分発揮しうるシステムを創出する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 利根川、淀川等の大規模河川の整備については、…整備を図り、…洪水調節ダムの建設等を促進する。また、都市化の進展に伴って、市街地人口が増大するとともに、市街地面積が拡大し、…諸河川の洪水流出量の増加は著しくなるが、これに対応して河道の流下能力を大幅に拡大する必要がある。…。 このため、広域的に大都市とその周辺部を含めた地域について、総合的な改造計画を策定し、これに基づいて、それぞれの都市の特性を生かしつつ、抜本的な大都市の改造を進める。 このため、まず首都圏と全国各地方とを結ぶ高速交通通信施設を体系的に整備し、隣接する東北地方及び中部圏をはじめとして、各地方との交流の円滑化と有機的な連携の強化を図る。…また、首都圏中心部については、社会経済の高密度課の進行に伴って、…中枢管理機能の強化、防災及び郊外防除の観点から、徹底的な都市改造を進めるとともに、…通勤高速鉄道等首都交通網の建設を推進し、…上下水道の整備、都市河川の改修等を行い、地域住民の生活環境保全を重点的に進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1部 第4 計画の主要課題 3-2 国土保全の推進 (2)都市化に対応する国土の保全 3-7 大都市の環境保全のための主要課題 (1)大都市の改造 第2部 第4 首都圏整備開発の基本構想 1 整備開発の基本的方向
S51.11	第3次首都圏基本計画	東京大都市地域	<ul style="list-style-type: none"> 昭和20年代の戦災復興の時期から…昭和40年代の経済の発展期の間、我が国は急激な都市化の時期を経験した。特に、昭和30年代後半から昭和40年代にかけて、経済の高度成長を背景に、東京、大阪及び名古屋を中心とする三大都市地域において、人口及び産業の集中が極めて著しかった。とりわけ、首都及びその近郊における人口増加が著しく…。…首都及びその近郊においては、急激な都市化に伴い住宅、交通、水、環境等に関する諸問題が生じ、都市環境のひずみをもたらした。 首都及びその近郊における都市の発展形態は、東京都心地区の拡大と地域全体の東京都心への一極依存形態を強めながら、…無秩序で連続的な市街地の形態を示した。 	<ul style="list-style-type: none"> 第一に、首都として、また、国際的活動の中心として東京の中核的役割の重要性が増大していること、また一方、このことが東京の巨大化と、ひいては地震等の災害時における混乱の増大を招くおそれがあることに鑑み、東京が有する政治、経済、文化等に置ける中核機能を十分に発揮できる環境を整備しつつ、全国的な視点から、これら機能について選択的に分散を図る…。第二に、…首都圏全体として、人口及び産業の規模の増大を抑制する。…第三に、東京大都市地域については、経済の高度成長期における急激な都市化の過程で生じた都市環境のひずみの是正を図るとともに、…その計画的な誘導を図る。…東京都心への一極依存形態を避けるため、地域の中心性を有する多数の核都市の育成に努め、東京大都市地域を多極構造の都市複合体として形成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1章 首都圏整備の基本方針 第1節 計画策定の背景と課題 1 経済の高度成長を背景とした大都市地域の傍聴とこれへの対応 第2節 首都圏整備の基本的方向
S52.10	第3次全国総合開発計画	大都市(とりわけ東京圏と大阪圏)	<ul style="list-style-type: none"> 戦後四半世紀に及ぶ東京圏及び大阪圏への激しい人口集中の結果、国土面積のわずか7.5%に過ぎない地域に、全人口の約38%が居住し、高密度社会を形成し、過密問題が深刻なものとなっている。一方、国土面積の90%以上を占める東京圏・大阪圏以外の地域のうち広範な地域においては、…過疎問題として政策課題となっている。 現在首都である東京は、東京都とその周辺部の区域を含めて巨大な都市となり、全国人口の約24%(昭和50年)が居住しているが、中枢管理機能等は、…高度に集中しており、このような中枢管理機能等の東京一点集中型の国土利用の構造は、過密過疎問題に対処すること、大震災などの災害に対処することなどの視点から根本的な再編成を必要としている。 	<ul style="list-style-type: none"> 第三次全国総合開発計画においては、大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方、地方を振興し、過密過疎問題に対処しながら、全国土の利用の均衡を図りつつ、…(定住構想)を選択する必要がある。 定住構想は、…第2に、大都市への人口と産業の集中を抑制し、一方、地方を振興し、過密過疎に対処しながら新しい生活権を確立することにある。この計画においては、東京圏に集中している工業等の生産機能の再配置、教育…等の適正配置について積極的に施策を進める…。しかし、昭和75年には、東京圏の人口は、…概ね3500万弱に達するものと見込まれ、50年に比べ約800万人の増加が予測される。… 均衡ある国土の利用を図り、各定住圏における定住の基礎的条件を整備するためには、東京における中枢管理機能集積の主因となり、東京一点集中の要因となってきた首都機能の移転再配置を進めることが、国土総合開発政策上の重要な課題となる…。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1 計画の基本目標 2 (3) 第3 定住構想 2 定住構想の仕組み 第5 計画の実施 首都機能の移転問題

年次	計画・制度等	東京一極集中に関する記述		施策等に関する記述	
		集中抑制の対象/範囲	問題認識等	記述・概要	記載場所
S61.6	第4次首都圏基本計画	東京都区部とりわけ都心部	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏は、人口及び諸機能の著しい集中を経験し、東京都区部とりわけ都心部への一極依存構造を有する巨大な都市地域の形成をみた。その結果、都市環境、・・・様々な大都市問題に直面するとともに、災害に対して弱い都市構造となった。・・・しかしながら、いまだ大都市問題等の十分な解決には至っておらず、・・・(1.1首都圏の現状と将来展望 2) 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都心部を中心とした業務管理機能の集積は、一極依存構造の形成や過密問題の発生の大きな要因になったことも否めない。したがって業務管理機能については、全国的な適性配置を図るとともに、・・・首都圏における適正な配置を図る。 東京中心部では、国際金融機能、高次の本社機能等を分担することとなるが、このほか国際的、中核的な機能は業務核都市等への誘導を図ることとし、・・・その育成のために中核となる施設の整備、・・・等を進める。 また業務管理機能には政府機関において行われる機能も含まれているが、東京中心部への諸機能の過度の集中の是正と業務核都市等の育成の観点から、東京中心部に存在する地方支分部局、研究機関等の政府機関のうち、国会及び他の政府機関との関連性、業務の性格等から東京中心部に立地する必要性の少ない機関について、業務核都市、周辺地域の中核都市、地方中核・中核都市等への移転再配置を検討し、その推進を図る。 <p>*東京中心部 おおむね東京都区部の地域をいう。</p> <p>*業務管理機能 情報収集、企画、意志決定等をその活動の主たる内容</p>	2章 首都圏における主要施策の展開 2節 諸機能の展開 1 業務管理機能
S62.6	第4次全国総合開発計画	東京圏、東京	<ul style="list-style-type: none"> 昭和50年代後半に至り、東京圏への高次都市機能の一極集中と人口の再集中が生じている。この傾向が更に進展すれば、東京圏の居住環境の改善を難しくするばかりでなく、限りある国土資源と人間活動のバランスが崩れ、貴重な国土を良好な状態で将来に引き継ぐことも困難となる。また、経済、文化、生活等の種々の面で東京に多くの機能が集中し、国土全体で適切な機能分担が行われなければ、各地域の多様で個性的な発展が阻害され、日本全体として多様な価値観がはぐくまれなくなるおそれがある。 <p>(I .1.(2) 新たな地域課題と経済社会の変化への対応)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工業の分散・再配置政策を推進するとともに、業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る。また、今後新たに設置する全国的文化、研究施設について原則として東京外への立地を図る。 経済のソフト化、・・・事務所の立地を地方都市等に誘導するための適切な措置を検討する。さらに、国際化、情報化に伴う東京への事務所立地の集中により、地価が・・・、東京中心部等に立地する事務所の費用負担の在り方も含め幅広い観点から、適切な措置を検討する。 遷都問題については、・・・、東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、・・・引き続き検討する。 (東京圏) 国際金融機能等の都心部での展開に伴う要請に対応し、都心部及び東京臨海部の総合的整備を進める。また、都心部に集中しがちな業務機能等を圏域全体で適切に受け止めるよう、業務核都市等への諸機能の選択的分散等地域構造の改編を推進するとともに、・・・ 	II 章 多極分散型国土の姿とその実現 第1節 一極集中の是正と各圏域の役割
H10.3	21世紀の国土のグランドデザイン	東京圏、東京	<ul style="list-style-type: none"> 東京圏への人口、諸機能の集中は、近年、その一部について緩和の兆しが見られるものの、ストック面からみると依然として著しく、国土構造上の大きな問題である。 東京では、首都としての機能のみでなく、経済、文化の中心としての機能の円滑な発揮に支障が生じているとともに、長時間・・・様々な大都市問題が発生している。 <p>(2.3.1首都機能と東京問題)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京都区部等への高次都市機能の過度の集中の抑制と分散、職住のバランスのとれた地域構造の構築等に積極的に取り組む必要がある。 具体的には、・・・東京圏と中枢都市圏との適切な機能分担を進め・・・。東京圏では、業務機能を始めとする諸機能の集積の核として業務核都市等の総合的な育成、整備を推進する。 首都機能移転については、・・・国土政策上、東京一極集中への基本的対応として非常に重要なものである。・・・具体化に向けて積極的に検討を進めるべきである。 	2章 計画の課題と戦略 3節 特定課題とその対応 1 首都機能と東京問題
H11.3	第5次首都圏基本計画	東京中心部への一極依存構造	<ul style="list-style-type: none"> これまでの取組の結果、住宅宅地の供給、交通体系の整備等には大きな成果を挙げてきたものの、依然として、大都市問題の解決には至っていない。 東京への人口、諸機能の集中は緩和しつつあるものの、これまでの累積である集積は依然として大きく、また業務機能等諸機能の東京中心部への集中による影響も大きい。このため・・・様々な大都市問題は依然として深刻な状況にある。・・・(1.2.2首都圏整備の現状と課題) 	<ul style="list-style-type: none"> この地域の拠点的な都市のうち、特に諸機能の集積が高く、広域的中心性を有する業務核都市、・・・「広域連携拠点」としてその育成・整備を図る。広域連携拠点の育成に当たっては、・・・東京中心部からの諸機能の誘導や新たな機能立地を戦略的に推進し、・・・。 東京中心部においては、諸機能の選択的分散を進めながら、副都心等の多心型構造の形成を図るとともに、国際金融機能や高次の本社機能等この地域が担う機能を発揮するための都市空間の再編整備を推進する。 首都機能移転は、・・・東京一極集中の是正、・・・に寄与するとともに、・・・今後とも、首都機能移転の具体化に向けて積極的な検討を進めるとともに国民の合意形成に向けて一層の取組が必要である。 	2章 首都圏の将来像 2節 目指すべき地域構造 (1) 分散型ネットワーク構造の構築
H13.12	工業等制限法廃止理由(国土審)	既成市街地	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏を全体として発展させていくためには、既成市街地に集積する諸機能の分散・適正配置を図る誘導施策は引き続き実施していくことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ...既成市街地に集積する諸機能の分散・適正配置を図る誘導施策は引き続き実施していくことが必要であるが、①製造業からサービス業へのシフト、産業のグローバル化等の産業構造の変化、少子化の進行等、社会経済情勢が著しく変化する一方、②環境に係る諸制度が充実してきていることから、工業等制限制度は、首都圏の既成市街地における産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図るという目的を達成する手段としての有効性・合理性が薄れて... 	1章 首都圏を取り巻く諸状況と課題 2節 首都圏の現状と課題 3